

令和4年度刊行の県史料紹介

黎明館調査史料室では、今年度末に刊行する『鹿児島県史料』の校正作業に取り組んでいます。これまで刊行してきた『鹿児島県史料』は、今回紹介する2冊を加えて106冊を数えます。

また、今年度はこれまで刊行してきた『鹿児島県史料』の一部を電子化してホームページ上で公開する「県史料電子化・公開事業」にも取り組んでいます。2月1日現在、昭和45(1970)年度から平成30(2018)年度刊行分のうち77冊分の『鹿児島県史料』をPDFで公開しています。これからも準備が整い次第、順次公開していく予定です。是非御活用ください。

以下では、今年度刊行予定の『鹿児島県史料』(2冊)を御紹介します。

『旧記雑録拾遺 神社調二』

「神社調」は、薩摩藩の領域であった薩摩・大隅・日向諸県郡の神社の由緒・関係文書・歴代住職名などを郡郷ごとに編集したものです。本年度刊行の『神社調二』には、以下の地域に関する内容を収めました。

- (1)「薩摩国之物 二」
伊集院
- (2)「薩摩国之物 三」
市来 串木野 百次 山田 隈之城
- (3)「薩摩国之物 四」
隈之城 高江 平佐 佐志 黒木 樋脇 入来
蘭牟田 大村 中郷 東郷 鶴田 宮之城
- (4)「薩摩国之物 五」
水引 高城 阿久根 野田 高尾野
- (5)「薩摩国之物 六」
野田 高尾野 出水

※いずれも東京大学史料編纂所蔵

はじめに「薩摩国之物 二」は、島津義弘ゆかりの妙円寺とその末寺の円通庵や、伊集院の大寺であった広済寺に残された寄進状などの文書類を多く掲載しています。

続いて「薩摩国之物 三」では、串木野の冠嶽頂峰院や良福寺に関する記載が見られます。中でも大中(島津貴久)の石塔に関する部分には、建立当時の状況が詳しく書かれ、興味深い内容となっています。

次に「薩摩国之物 四」は、入来の重来明神をはじめとする各郷の神社に関する棟札が多く確認出来るのが特徴です。

そして「薩摩国之物 五」では、水引の八幡新田宮や野田の感応寺に関する文書類などから、それぞれの神社の由緒が分かります。とりわけ感応寺文書には、室町將軍家の御教書や

公帖などが他の寺院と比べると、多く含まれていることが顕著に窺えます。

最後に「薩摩国之物 六」については、出水の箱崎八幡宮、加志久利大明神の棟札や、専修寺に関する記載などから、当地の支配者層がこれらの寺社を篤く崇敬していた様子が想像できます。

『市来四郎史料三』

昨年度に引き続き、東京大学史料編纂所蔵の「旧邦秘録」文久三年三～七(巻五～巻一六)を『市来四郎史料三』として刊行します。

「旧邦秘録」は市来四郎が編集し、島津久光が加筆した編纂物で、文久二(1862)年が7巻3冊、同三年が24巻10冊、元治元(1864)年が32巻10冊、合計63巻23冊から成ります。他に「中稿旧邦秘録」が63巻23冊、「旧邦秘録材料」が188冊あります(すべて東京大学史料編纂所蔵)。

本書には、文久3年3月、將軍として230年ぶりになる家茂の上洛から、5月の長州藩による下関での米・仏・蘭艦隊への砲撃、7月の薩英戦争、8月の公武合体派クーデターによる朝議一変(八月十八日の政変)まで重要事件の関連史料が満載です。以下、目次の一部によりながら本書の概要を紹介します。括弧内の算用数字は文書番号を表します。

- 「文久三年 三」(巻五～巻七)
將軍家参内ニ付御馳走掛ノ人名(1)、琉球通宝鑄造局上申(6)、川尻砂揚場ニ於テ操練ヲ催サル(7)、勢揃催サル(9)、城下外城十八歳ヨリ五十歳迄壯健兵人数(12)
「文久三年 四」(巻八～巻九)
米商船ヲ壇ノ浦等ノ台場ヨリ砲撃セシ云々報信書(24の1)、千眼寺寿国寺へ合併ノ趣達(30)、斉彬公御贈官ノ神号及扁額関白近衛忠熙卿ヨリ贈下(32)、生麦ニ於テ英人斬殺セラレタル事件ニ付彼政府ヨリ日本在留公使へ訓令(37)
「文久三年 五」(巻一〇～巻一一)
馬関ニ於テ長藩夷船砲撃ノ始末在崎中原猶介友人へ報告(48)、例年ノ如ク大中公御正辰ナルカ故献灯参拝夥ク大ニ賑ヒ姫君方ニモ御参拝(53)、長州夷船砲撃ノ始末逐次御届及ヒシ云々(56)、英国軍艦七艘谷山平川村沖へ進入(65の1)
「文久三年 六」(巻一三・巻一四)
英国軍艦前ノ浜戦争ノ件(68の1～72の1)、国分郷遷城布令(73の1)、神瀬并桜島燃崎へ砲台御造築ノ達(79)、国老小松帯刀海岸防禦ノ御手当向ニ銅器類供出ヲ達ス(89)、開戦前頃種々ノ怪説(106)
「文久三年 七」(巻一五・巻一六)
前ノ浜戦争英国新聞紙紙書(109)、海軍雜誌記載スル処(111)、鹿児島湾内砲撃ニ使用セシ英艦「アームストロン」砲報告(112)、戦争ニヨル英国側死傷者(115)

「神事掛」設置に関する建白書について

調査史料室学芸専門員 市村 哲二

はじめに

黎明館保管の「桂家文書」には、慶応2(1866)年に藩に提出された表題の建白書(「神事掛ノ職員被設度建言」)が含まれている。当史料は、『鹿児島県史料 忠義公史料 第四巻』(162号)にも収載されているが、提出者の名前が明記されず、「桂家文書」に書き残された経緯も不明である。

本稿では、改めて当史料と、それに関連する史料の部分を用いながら、その内容と建白の意義について考察をしてみたい。

家老の新たな事務分担制の発足に対する反応

まず、建白書の冒頭部分に「右ハ今般海軍掛・陸軍掛・御勝手方掛・外国掛・定式掛御家老衆、御銘々御専任被為在候御儀、乍恐無類之御盛挙、誠ニ以感服有余御事ニ奉存候、」との記載がある。ここでは、薩摩藩が慶応2年5月1日から実施した家老の新たな事務分担制について賞賛していることが読み取れる。この制度は、従来の月番家老が政務を全て担当するやり方から、各家老が割り振られた事務を分担して担当する方式に変えたものであり、事務処理が迅速に行われるだけでなく、責任の所在が明らかになることも期待された。

この時に、小松帯刀が海軍掛兼集成館・開成所・他国修行等掛に、桂久武が御勝手方兼勤農方・米穀金銭出納・琉球三島掛にそれぞれ任じられた。また、新納久脩が外国掛兼外国所置応接・西洋器械方・諸生遠航等掛に、岩下方平が陸軍掛兼造士館・演武館・銃薬方・甲冑方・台場掛に任じられたが、陸軍掛等に関しては小松が一時的に兼務していたようである。(『鹿児島県史料 忠義公史料 第四巻』(102号、132号))

この改革について西郷隆盛も、同年5月10日付の大久保利通宛書状(『西郷隆盛全集 第二巻』(33号))の中で、「御当地も御変革御手初めもこれあり、(中略)至極の御振りはまりにて初まり掛け候に付き、追々道も開き立ち候わん、相楽しみ居り申し候、」と、率直に賛意を示している。

建白書や西郷書状の内容などからは、藩政を改革することで急激な情勢の変化に対応しようとする藩の意向と、それを好意的に受け入れた人々の様子が窺える。

「神事掛」設置と神祇官再興の動向

続けて建白書を見ていくと、「神事掛之名目ヲ諸掛之頭ニ被相立、当分政府へ御出席有之候公子方之御内ヨリ、御専

任被為在候テハ、何様可有御座哉、」との記載が見られる。ここで建白者は、「神事掛」を先述した諸掛(家老の職務)の上に置いて、藩の公子(島津久光の子息たちを指すか)に専任させるべき、と説いている。

更にその続きの部分からは、古来、朝廷においても神祇官を百官の頭に置き皇族がその職に就いていた例を挙げ、それを踏襲すれば現在着手している廃寺の政策も公平に行われ、政体も行き届てであろう、と述べていることが読み取れる。藩の公子を神事掛として諸掛の上に置くとする建白書の内容は、自らを中心とした政治体制を強く志向する久光の立場を考えれば、十分納得できるものであったと思われる。

なお、神祇官再興への動きに具体化の兆しが見えるようになった点に関しては、翌慶応3(1867)年3月2日の千種有文宛岩倉具視書翰(『岩倉具視関係文書 三』(133号))の内容が参考になる。岩倉は書翰において、「神道復古、神祇官出来候由、扱々恐悦の事に候、全く吉田家仕合に候、実は委(悉)く薩人尽力の由に候」と伝え、神道復古と神祇官再興が現実政治の課題になっていたことが想定される。ここで出てくる「薩人」とは井上石見(長秋)を指しているが、井上は鹿児島福ヶ迫の諏訪神社の神職で、文久2(1862)年に降京都に潜伏して公家との関係を構築しつつ、薩摩藩の周旋工作に携わった人物である。慶応年間には岩倉に近づき、大久保利通らとの連絡・調整に当たっていたが、書翰からは井上が神祇官再興に向けて重要な一翼を担っていた状況が見えてくる。

久光が神道復古に肯定的な考えを持っていたことは、後年、市来四郎が談話している。しかしその一方で、現実政治家である久光と、井上のような神道復古の幻想に心を奪われた国学者や神道家の間には、神祇官再興や祭政一致に何を賭けるかについて大きな隔たりがあったことも考えられよう。

おわりに

神道復古が現実政治の課題になる前の早い段階で、神祇官を踏襲した政策の実施に関する建白が藩内であったことは、その後の神仏分離政策を見ていく上で重要な意義がある。

但し、「神事掛」設置の建白に対する藩の具体的な対応や、当建白書と先述の井上との関連性については、提出者の名前などと同様、まだ不明な点が多い。そのため、当史料は同時代の関連史料と併せながら、今後、更に検討が必要であるように感じている。

(主な参考史料・参考文献)
『岩倉具視関係文書 三』(日本史籍協会叢書、1968年)
『鹿児島県史料 忠義公史料 第四巻』(鹿児島県、1977年)
『西郷隆盛全集 第二巻』(大和書房、1977年)
安丸良夫『神々の明治維新―神仏分離と廃仏毀釈―』(岩波書店、1979年)